

## 成人の風しん予防接種費用の一部助成します

●詳しくは  
健康福祉課健康推進係 ☎・内線1172

市は、風しんの流行や生まれてくるお子さんの「先天性風しん症候群」の発生を防ぐための緊急対策として、成人の風しん予防接種費用の一部を助成します。

■助成対象者 市内に住所を有し、次の全ての条件に該当する人

▶昭和39年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、風しんにかかったことがない。

▶風しんの予防接種を受けたことがない。

※妊娠中、妊娠している可能性のある人は除く。

■助成金額(助成は一人1回のみ)

▶風しん単抗原ワクチン 3,000円

▶風しん麻疹混合ワクチン 5,000円

※予防接種の料金は、各医療機関によって異なりますので、各自でご確認ください。

■助成対象期間(申請受付期間) 平成25年4月1日から26年2月28日まで

■申請先 健康福祉課

■申請方法 次の書類を提出し、申請してください。

①予防接種の領収書(風しん予防接種と記載されているもの)または領収を証明する書類、②予防接種済書または予防接種済を記録した母子健康手帳、③預金通帳(本人名義の通帳)、④印鑑、⑤申請書兼請求書(来庁時に記入いただきます)

※4月以降、既に予防接種をした方も申請できます。

## 光通信サービスエリア提供開始と拡大が決定

●詳しくは  
市長公室情報統計係 ☎・内線1214

市は6月3日、NTT東日本岩手支店に対して安代局管内の光ファイバー通信サービスエリア拡大を求める要望書を提出しました。その結果、同地区において、下の表1のとおりサービスの提供が開始されることが決定しました。

また、松尾地区の一部地域で、表2のとおりサービス提供エリアが拡大されます。

■提供品目 フレッツ光ネクストおよびフレッツ光ライト

■受け付け 6月13日(木)から開始しています。

■電話などによる申し込み・問い合わせ先

NTT東日本 ☎0120-116116

ホームページURL <http://flets.com/>

なお、田山地区については、利用希望調査を行った結果、皆さんから寄せられた利用希望件数が少なかったため、今回、安代局管内の光通信サービスの提供と同時に開始できませんでした。

市は、引き続き需要の掘り起こしに努め、今後もNTT東日本に対して田山地区の光通信サービスエリアの拡大に向けて働きかけていく予定です。

表1 安代局管内サービス提供開始エリア

安代地区	提供開始日	平成25年9月2日(月)
	該当電話番号帯	63-1000~1999および72-2000~3999
	提供地域	赤子平、安代寺田、荒屋新町、石神、五日市、岩木向、岩屋、上の山、打田内、吠田、上岩木、川原、越戸、小柳田、小屋畑、下町、清水、下の田、関沢口、高畑、滝沢、田の沢、土沢、繋沢、寺志田、戸沢、中佐井、中田、日影、古屋敷、前田、曲田、目名市、谷地田、山岸、山口、湯の沢

表2 松尾地区サービス提供拡大エリア

松尾地区	提供開始日	平成25年7月1日(月)
	該当電話番号帯	64-1000~1999および74-2000~4999
	提供地域	松尾(第1地割~第3地割、第8地割~第21地割、第27地割~第32地割)

※今回の提供開始は、該当電話番号帯の電話を利用し、かつ、提供エリアに記載した住所となります。

※上記に記載されている住所でも、サービスの提供をお待ちいただく場合や、利用いただけない場合があります。

## 国保税の納税通知書を7月中旬に発送します

●詳しくは  
税務課市民税係 ☎・内線1248

■国民健康保険税とは

国民健康保険(国保)は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。皆さんが安心して医療を受けるための大切な財産です。

■納税通知書は7月中旬に発送します

国民健康保険は、加入者一人一人が被保険者ですが、保険料は世帯ごとに算定します。納税通知書は、国保に加入している方の世帯の世帯主宛てに送付します。

■加入、脱退など資格に異動があるとき

国保税は、国保資格の異動届け出に基づいて計算されますので、社会保険など他の健康保険に加入した時や脱退した時には、14日以内に届け出が必要です。就職や退職したことにより自動的に切り替わるものではありませんので、市民課の窓口で忘れずに届け出をしてください。

■昨年の収入状況の申告がお済みでない方へ

国保税は前年の所得を基に計算しているため、確定申告などによる収入状況の申告が済んでいないと、正しい算定ができない場合や、軽減が受けられない場合があります。収入の有無に関わらず、加入者全員(国保に加入していない世帯主の方も含まれます)の申告が必要です。

■事情により納付が困難な方はご相談を

災害や疾病、失業など、やむを得ない事情がある場合は、分割納付や減免などの相談を行います。お早めにご相談ください。

■問い合わせ先

国保の資格に関することは市民課国保年金係(内線1132~1136)、国保の税額に関することは税務課市民税係(内線1248)、納付のご相談は税務課収納整理係(内線1254~1256)までお問い合わせください。

国民健康保険税の税率等表

区分	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
	加入者全員		40~64歳
所得割(前年中の所得に応じて計算)	7.00%	2.30%	1.80%
資産割(固定資産税に応じて計算)	26.00%	5.00%	7.00%
均等割(加入者1人当たりの額)	20,000円	7,000円	7,700円
平等割(1世帯当たりの額)	26,000円	6,500円	7,000円
課税限度額	51万円	14万円	12万円

## 後期高齢者医療制度の新しい保険証送ります

●詳しくは  
市民課国保年金係 ☎・内線1135

■新しい保険証に切り替わります

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、7月下旬から新しい保険証を送ります。

現在お使いの保険証は、平成25年7月31日で有効期限が終了しますので、8月1日からは今回送付する新しい保険証をお使いください。

8月になっても保険証が届かない場合は、市民課国保年金係へご連絡ください。

■減額認定証も更新します

有効期限が平成25年7月31日の減額認定証をお持ちの方で、世帯全員の所得の状況が確認でき、8月以降も対象となる方(住民税が非課税の世帯に属する被保険者)には、7月末までに、市から

新しい減額認定証を送ります。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する方は、対象条件を確認のうえ、市役所市民課または各総合支所地域振興課で申請してください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)」とは?

25年度住民税非課税世帯に属する被保険者の方が医療機関を受診される場合、保険証と減額認定証を一緒に提示すると、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額まで減額になります。これは、外来、入院のどちらに対しても適用されます。

入院した場合は、食事代の負担額も減額になります。